

# 道路敷一時使用許可（承諾）申請について

この手続きは、静岡県道路公社が管理する有料道路において営業目的での撮影、アマチュア無線のアンテナ等（移動できるものに限る）のため短期間使用する場合の手続きです。

その他の手続きにつきましては、東部管理センター又は維持管理課までお問合せください。

## 1 申請書の作成

- (1) 正副各1枚で1セットとなっております。所定の記入欄に必要事項を記入してください。（できる限り空欄は埋めてください。また、イベント等の撮影を行う場合は、その関連する資料の添付をお願いします。）
- (2) 申請時には。正・条件書、副・条件書の順で両面印刷（又はA3判2つ折）して提出してください。
- (3) 申請書の位置図に撮影場所等を明記してください。  
なお、伊豆スカイライン及び箱根スカイラインについてはPDFの末尾に地図を添付してありますので御利用ください。

## 2 窓 口

- (1) 伊豆スカイライン、箱根スカイライン、伊豆中央道、修善寺道路  
静岡県道路公社 東部管理センター  
〒410-2325 伊豆の国市神島 45-3  
電話 0558-76-5718、FAX0558-76-5719
  - (2) 新掛塚橋（遠州大橋）、浜名湖新橋（はまゆう大橋）  
静岡県道路公社 道路部 維持管理課  
〒420-0853 静岡市葵区追手町 9 番 18 号  
電話 054-254-3407、FAX054-251-5058
- ※ 窓口は、(1)(2)とも平日9:00~17:00です。（土、日、祝日及び年末年始は閉所）

## 3 そ の 他

- (1) 通行規制を伴う撮影等は原則として認めておりません。  
詳しくは、上の窓口までご相談ください。
- (2) 料金所事務所では申請を受け付けておりません。また、許可又は承諾まで時間がかかりますので、1週間程度の余裕をもって手続きして下さるようお願いいたします。
- (3) 郵送での申請は、返信用封筒（要 返信相当分の切手貼付）を添えて提出して下さるようお願いいたします。
- (4) 通行料金等に関するお問合せは各道路の料金所にお問合せください。

ア 伊豆スカイライン	電話 0558-79-0211
イ 箱根スカイライン	電話 0550-87-0226
ウ 伊豆中央道	電話 055-947-1213
エ 修善寺道路	電話 0558-72-7780
オ 新掛塚橋（遠州大橋）	電話 0538-66-7153
カ 浜名湖新橋（はまゆう大橋）	電話 053-482-3292
- (5) 伊豆スカイライン滝知山園地（西側 伊豆スカイラインより高所）で使用する場合は、静岡県の公園になりますので、静岡県文化・観光部観光交流局観光政策課施設班（電話054-221-2541）にお問合せください。

正

承諾 申請書  
許可  
道路敷一時使用

令和 年 月 日

静岡県道路公社

様

住所  
申請者  
氏名

印

道路敷の一時使用目的			
場所または区間			
期 間	令和 年 月 日 ( ) 時 分から	令和 年 月 日 ( ) 時 分まで	
方法または形態			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 現場見取図 (位置図)	<input type="checkbox"/> 所轄警察署の道路使用許可証 (道路交通法第77条該当の場合)	
責 任 者	住所		
	氏名	電話	


申請書のとおり承諾・許可してよろしいか。

なお、決裁の上は下記(案)により承諾・許可書を送付してよろしいか。

承認 総務課長 (所長)

記

第 号

令和 年 月 日

様

静岡県道路公社

承諾・許可書

申請書のとおり承諾・許可する。ただし、次の条件に従うこと。

記

1 条 件

別紙のとおり

## 条 件 書

※ □ にレ印のある条件が対象となります。

### □ 主に車道等で実施する場合の条件

- 1 道路を使用する場合は、交通安全に十分留意すること。  
道路上では、絶対転回禁止。土、日、祝日には、道路を使用しないこと。
- 2 一般車両の通行を最優先とし、その通行の妨げにならないように十分注意すること。また、万一事故等が発生し第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
- 3 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 4 駐車場使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、駐車場の美観を損なわないよう責任をもって処理すること。  
また、火気については十分注意すること。
- 5 道路使用中は、承諾書の副またはその写しを携帯すること。
- 6 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

### □ 主に駐車場等で実施する場合の条件

- 1 駐車場を無線・撮影・無人航空機の飛行等で使用する場合は、一般車両の使用に支障のないよう配慮すること。
- 2 道路交通法・航空法を厳守すること。
- 3 駐車場使用中に、万一事故等が発生し第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
- 4 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 5 駐車場使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、駐車場の美観を損なわないよう責任をもって処理すること。また、火気については十分注意すること。
- 6 駐車場使用中は承諾書を携帯すること。
- 7 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

### □ その他の条件

副

承諾 申請書  
許可  
道路敷一時使用

令和 年 月 日

静岡県道路公社

様

住所  
申請者  
氏名

印

道路敷の一時使用目的			
場所または区間			
期 間	令和 年 月 日 ( ) 時 分から 令和 年 月 日 ( ) 時 分まで		
方法または形態			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 現場見取図 (位置図) <input type="checkbox"/> 所轄警察署の道路使用許可証 (道路交通法第77条該当の場合)		
責 任 者	住所		
	氏名	電話	

第 号  
令和 年 月 日

様

TEL

承諾・許可書

申請書のとおり承諾・許可する。ただし、次の条件に従うこと。

記

1 条 件 別紙のとおり

## 条 件 書

※ □ にレ印のある条件が対象となります。

### □ 主に車道等で実施する場合の条件

- 1 道路を使用する場合は、交通安全に十分留意すること。  
道路上では、絶対転回禁止。土、日、祝日には、道路を使用しないこと。
- 2 一般車両の通行を最優先とし、その通行の妨げにならないように十分注意すること。また、万一事故等が発生し第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
- 3 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 4 駐車場使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、駐車場の美観を損なわないよう責任をもって処理すること。  
また、火気については十分注意すること。
- 5 道路使用中は、承諾書の副またはその写しを携帯すること。
- 6 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

### □ 主に駐車場等で実施する場合の条件

- 1 駐車場を無線・撮影・無人航空機の飛行等で使用する場合は、一般車両の使用に支障のないよう配慮すること。
- 2 道路交通法・航空法を厳守すること。
- 3 駐車場使用中に、万一事故等が発生し第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合には、申請者の責任において損害を賠償し又は紛争を解決すること。
- 4 通行料金は、通行車両相当額を料金所で支払うこと。
- 5 駐車場使用に起因して発生した煙草、ごみ等については、駐車場の美観を損なわないよう責任をもって処理すること。また、火気については十分注意すること。
- 6 駐車場使用中は承諾書を携帯すること。
- 7 その他問題が生じた場合は、静岡県道路公社の指示を受け、その指示に従うこと。

### □ その他の条件



# 箱根スカイライン 路線図

